

目 次

第1編	総論	1
第1章	県の責務, 計画に定める事項, 構成等	1
1	県の責務及び県国民保護計画に定める事項	1
2	県国民保護計画の構成	1
3	県国民保護計画の見直し, 変更手続	2
4	県国民保護計画の推進	2
5	市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
	用語の解説	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	5
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	7
1	関係機関の事務又は業務の大綱	8
2	関係機関の連絡先	10
第4章	県の地理的, 社会的特徴	11
第5章	県国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急対処事態	19
第2編	平素からの備えや予防	21
第1章	組織・体制の整備等	21
第1	県における組織・体制の整備	21
1	県の各局部における平素の業務	21
2	県職員の参集基準等	23
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	24
4	市町及び指定地方公共機関の組織の整備等	25
第2	関係機関との連携体制の整備	25
1	基本的考え方	25
2	国の機関との連携	26
3	他の都道府県との連携	26
4	市町との連携	27
5	指定公共機関等との連携	28
6	ボランティア団体等に対する支援	28
第3	通信の確保	29
第4	情報収集・提供等の体制整備	31
1	基本的考え方	31
2	警報等の通知に必要な準備	31
3	市町における警報の伝達に必要な準備	32

4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 2
5	市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 7
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	3 7
7	市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	3 8
第5	研修及び訓練	3 9
1	研修	3 9
2	訓練	3 9
3	市町における研修及び訓練	4 0
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	4 1
1	避難に関する基本的事項	4 1
2	救援に関する基本的事項	4 1
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 2
4	交通の確保に関する体制等の整備	4 2
5	避難施設の指定	4 3
6	市町における避難及び救援に関する平素からの備え	4 4
第3章	生活関連等施設の把握等	4 5
第1	生活関連等施設の把握等	4 5
1	生活関連等施設の把握	4 5
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	4 6
3	市町における平素からの備え	4 6
第2	県が管理する公共施設等における警戒	4 7
第4章	物資・資材の備蓄、整備及び点検	4 8
1	基本的考え方	4 8
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	4 8
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	4 9
4	市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	4 9
第5章	国民保護に関する啓発	5 0
1	国民保護措置に関する啓発	5 0
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	5 0
3	市町における国民保護に関する啓発	5 1
第3編	武力攻撃事態等への対処	5 2
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5 2
1	情報収集・連絡体制の整備と国民保護担当室の設置	5 2
2	広島県国民保護対策連絡室の設置及び初動措置	5 2
3	県対策本部に移行する場合の調整	5 4
4	市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5 4
第2章	県対策本部の設置等	5 5
1	県対策本部の設置	5 5
2	通信の確保	6 0

第3章	関係機関相互の連携	6 1
1	国の対策本部等との連携	6 1
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	6 1
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	6 2
4	他の都道府県に対する応援の要求，事務の委託	6 2
5	指定公共機関，指定地方公共機関への措置要請	6 3
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	6 3
7	県の行う応援等	6 4
8	ボランティア団体等に対する支援等	6 5
9	住民への協力要請	6 5
第4章	警報及び避難の指示等	6 6
第1	警報の通知及び伝達	6 6
1	警報の通知等	6 6
2	市町長の警報伝達の基準	6 7
3	緊急通報の発令	6 8
第2	避難の指示等	7 0
1	避難措置の指示	7 0
2	避難の指示	7 1
3	県による避難住民の誘導の支援等	7 8
4	避難実施要領	8 2
5	避難所等における安全確保等	8 5
第5章	避難住民等の救援	8 6
1	救援の実施	8 6
2	関係機関との連携	8 7
3	救援の内容	8 7
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	9 0
5	救援の際の物資の売渡し要請等	9 1
6	広島市による救援の実施	9 2
第6章	安否情報の収集・提供	9 3
1	安否情報の収集	9 4
2	総務大臣に対する報告	9 4
3	安否情報の照会に対する回答	9 8
4	日本赤十字社に対する協力	1 0 2
5	市町による安否情報の収集及び提供の基準	1 0 2
第7章	武力攻撃災害への対処	1 0 3
第1	生活関連等施設の安全確保等	1 0 3
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	1 0 3
2	武力攻撃災害の兆候の通報	1 0 3
3	生活関連等施設の安全確保	1 0 4
4	危険物質等に係る武力攻撃災害への対処	1 0 6

	5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処	107
第2章	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	108
	1 武力攻撃原子力災害への対処	108
	2 NBC攻撃による災害への対処	108
第3章	応急措置等	111
	1 退避の指示	111
	2 知事、市町長の事前措置	111
	3 警戒区域の設定	112
	4 応急公用負担等	112
	5 消防に関する措置等	113
第8章	被災情報の収集及び報告	116
第9章	保健衛生の確保その他の措置	118
	1 保健衛生の確保	118
	2 廃棄物の処理	118
	3 文化財の保護	119
第10章	国民生活の安定に関する措置	121
	1 生活関連物資等の価格安定	121
	2 避難住民等の生活安定等	122
	3 生活基盤等の確保	123
第11章	交通規制	124
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	126
第4編	復旧等	131
第1章	応急の復旧	131
	1 基本的考え方	131
	2 ライフライン施設の応急の復旧	131
	3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	132
第2章	武力攻撃災害の復旧	133
	1 基本的考え方	133
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	134
	1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	134
	2 損失補償、実費弁償及び損害補償	134
	3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	134
	4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等	135
第5編	緊急対処事態への対処	136
	1 緊急対処事態	136
	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	136